

■新税率表

(原動機付自転車及び二輪の軽自動車、農耕作業車)

車種内容		平成27年 度まで	平成28年 度から
		旧税額	新税額
原付	一種(50cc以下)	1,000	2,000
	二種(90cc以下)	1,200	2,000
	二種(125cc以下)	1,600	2,400
軽二輪車	二輪(250cc以下)	2,400	3,600
	フルトレーラー		3,600
	ボート・トレーラー	2,400	3,600
二輪の小型自動車(250ccを超えるもの)		4,000	6,000
小型特殊	農耕用	1,600	2,400
	その他	4,700	5,900
ミニカー		2,500	3,700

(三輪および軽自動車)

車種内容		平成27年3 月以前に最 初の新規検 査をした車 両	平成27年4 月以後に最 初の新規検 査をした車 両	最初の新規 検査から13 年を経過し た車両	令和3年度限り			
					重課税額	①75%軽減	②50%軽減	③25%軽減
軽自動車	三輪	3,100	3,900	4,600	1,000	2,000	3,000	
	四輪	乗用(自家用)	7,200	10,800	12,900	2,700	5,400	8,100
		貨物(自家用)	4,000	5,000	6,000	1,300	2,500	3,800
		乗用(営業用)	5,500	6,900	8,200	1,800	3,500	5,200
		貨物(営業用)	3,000	3,800	4,500	1,000	1,900	2,900